三　（略）	三　（略）
四　ガスジェネレータータービン、ファンタービン、パワータービン、若しくはプロペリングノズルに係るエンジンの安定性を維持するために設計したガスタービンエンジンの流路の形状を可変にするための装置の設計若しくは製造に係る技術（プログラムを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの又はその設計のためのプログラム	四　ガスジェネレータータービン、ファンタービン、パワータービン、若しくはプロペリングノズルに係るエンジンの安定性を維持するために設計した流路の形状を可変にするための装置の設計若しくは製造に係る技術（プログラムを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの又はその設計のためのプログラム
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
五　（略）	五　（略）
4・5　（略）	4・5　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第二条の二第二項第二号イ、第四号及び第五号の二の改正規定は、公布の日の翌日から施行する。

（準備行為）

2　この省令による改正後の輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令に規定する貨物又は技術について、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第一項若しくは第三項又は第四十八条第一項の許可を受けようとする者は、この省令の施行の日前においても、当該許可の申請を行うことができる。

（経過措置）

3　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

法規的告示

○経済産業省告示第百六十六号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第十条第三項の規定に基づき、令和六年経済産業省告示第百七十八号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項）の一部を次の表のように改正し、令和八年一月十四日から施行する。

令和七年十一月十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
二　この告示において「重要管理対象技術」とは、外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一六の項の中欄に掲げる技術のうち、当該技術を提供した後に、当該技術の提供を受けた者が当該技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において、省令第九条第二項第七号ロ若しくはニ又は第八号ロ若しくはニに規定するおそれが生じる技術であって、次に掲げるものをいう。	二　この告示において「重要管理対象技術」とは、外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一六の項の中欄に掲げる技術のうち、当該技術を提供した後に、当該技術の提供を受けた者が当該技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において、省令第九条第二項第七号ロ若しくはニ又は第八号ロ若しくはニに規定するおそれが生じる技術であって、次に掲げるものをいう。
イ～ヘ　（略）	イ～ヘ　（略）
ト　ディスプレイの製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるもの	（新設）
（一）量子ドットの設計又は製造に係る技術	（二）有機エレクトロルミネセンスディスプレイに用いられる熱活性化遅延蛍光特性を有する材料の設計又は製造に係る技術
（新設）	（三）位相差フィルムの設計又は製造に係る技術
チ　内視鏡及びその製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるもの	（新設）
（一）次のいずれかに該当する軟性内視鏡（先端硬性部の直径が一六ミリメートル以下のものに限る。）の挿入部の設計又は製造に係る技術	（新設）
1　イメージセンサーの総画素数が二、〇〇〇、〇〇〇を超えるもの	（新設）
2　光学レンズの視野方向が〇度のものであって、視野角が一二〇度を超えるもの	（新設）
3　超音波内視鏡であって、光学レンズの視野方向が〇度でないものであり、かつ、視野角が一〇〇度以上のもの	（新設）

○経済産業省告示第百六十七号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第二号ホ及びヘ並びに同条第二項第二号ホ及びヘの規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百四十六号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号ホ及びヘ並びに同条第二項第二号ホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物）の一部を次の表のように改正し、令和七年十一月十五日から施行する。

令和七年十一月十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正